

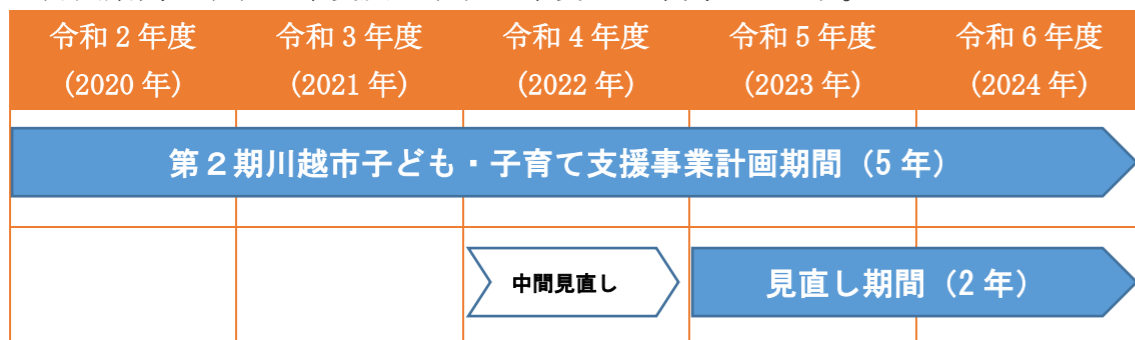
1 見直しの必要性

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」は、令和4年度が中間年にあっており、国から「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」が示され、適切な見直し作業の実施を求められております。

本市では、令和4年2月に策定した「川越市公立保育所のあり方」において、よりきめ細やかな検討を行うため、子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項である保育提供区域を4区域から7区域に細分化していることから、計画に記載している内容についても、区域ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策を再設定する必要があるため、見直しを行おうとするものです。

2 見直しの期間

計画期間は令和5年度及び令和6年度の2年間とします。



3 見直しの内容

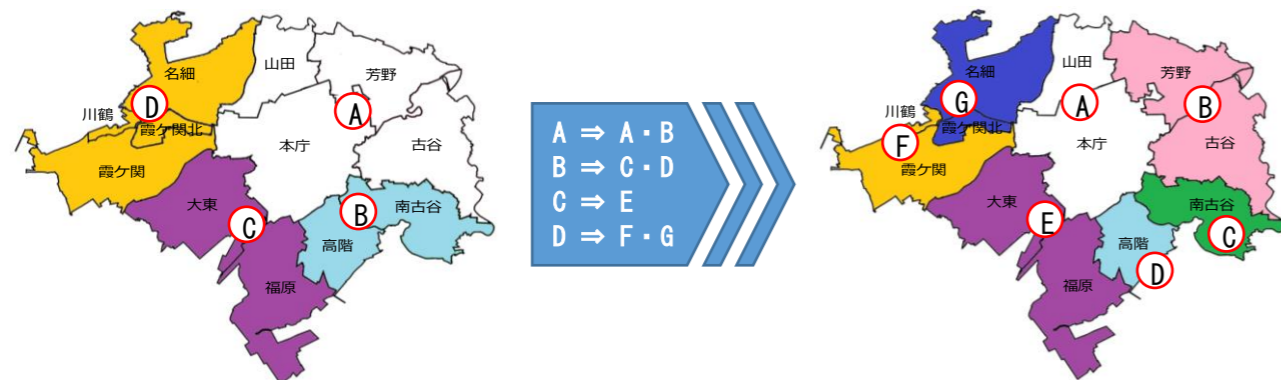
(1) 教育・保育等提供区域の再設定

「川越市公立保育所のあり方」の考え方と整合を図り、よりきめ細やかな検討を行うため、保育提供区域を現行の4区域から7区域に再設定します。

●提供区域の新旧比較

【現行】

【見直し後】



(2) 量の見込みと確保方策の再設定

また、保育提供区域の再設定に伴い、以下表の区分・事業等について区域ごとの量の見込みと確保方策を再設定します。なお、国が示す考え方に基づく（10%以上の）大幅な乖離はないことから数値自体の見直しは行いません。

【提供区域を見直す事業等】

区分	事業等
教育・保育施設	保育所・認定こども園（2号認定）
地域型保育事業	保育所・認定こども園・地域型保育事業（3号認定）
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業）

※詳細は別添資料3「教育・保育等提供区域の新旧比較表」参照

4 見直しの体制

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）【本会議】

(2) 川越市子ども・子育て支援推進会議

- ・こども未来部長、地域子ども・子育て支援事業を所管する所属長等で構成
- ・子ども・子育て支援事業計画の策定、実施及び進行管理に関する事項等を調査・検討

5 今後のスケジュール

年	月日	内容
令和4年	7月21日	第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）
	8月下旬	第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）
	10月上旬	第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）
	11月1日	部長会議（見直し素案の附議）
	11月8日	庁議（見直し原案及び意見公募手続実施の附議）
	11月22日～12月21日	意見公募手続実施期間
令和5年	2月上旬	第4回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）
	3月中旬	見直し版の公表